

資料編

- 諮問書……………2・3
- 熊本市教育行政審議会委員一覧……………4
- 審議会における議論の経緯……………5
- 熊本市教育行政審議会運営要綱……………6・7



教改推発 38 号
令和5年(2023年)5月22日

熊本市教育行政審議会長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路



本市の教育行政の在り方について(諮問)

本市の教育行政の在り方について、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問
します。

1 諮問理由

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきたところです。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く環境の急激な変化の中で、教職員による不適切な指導、いじめや不登校の問題の深刻化、家庭や地域の構造の変化による子どもを育む力の低下など、教育の現状には様々な課題があります。

また、令和5年4月に施行された「子ども基本法」では、子ども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、子ども等の意見も反映させながら、子どもの状況に応じた施策を策定、実施することが求められています。

これらの課題等へ対応するためには、地方教育行政の抜本的な改革が必要であり、教育振興基本計画の基本理念に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる本市教育行政の今後の在り方について、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

こどもをめぐる複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方について

3 答申を希望する時期

令和7年(2025年)3月頃(中間答申:令和6年(2024年)3月頃)

熊本市教育行政審議会委員一覧

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	◎ 藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長
2	学識経験者	○ 青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
5	学識経験者	出川 聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長
7	法曹関係者	○ 村田 晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長
10	報道関係者	中西 茂	玉川大学教育学部教授・教育ジャーナリスト
11	地方教育行政関係者 保護者代表	村田 楨	熊本市教育委員
12	保護者代表	西村 則子	保護者
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長
14	教職員	須藤 聡	熊本市立一新小学校長
15	公募委員	森 博子	公募委員
16	公募委員	上田 心結	公募委員

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

◎:会長、○副会長

熊本市教育行政審議会における議論の経緯

	開催日時	検討内容
第1回	令和5年 5月22日	委嘱状交付及び諮問 審議会の趣旨説明及び今後の進め方 意見交換
第2回	令和5年 7月10日	【事例1】児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応について (1) 協議の視点等について事務局説明 (2) グループ協議 (3) グループからの発表 (4) 全体会
第3回	令和5年 8月25日	【事例2】いじめへの対応①(被害生徒が転校したケース) 【事例3】いじめへの対応②(加害者が長期別室のケース) (1) 協議の視点(他都市の事例含む)等について事務局説明 (2) グループ協議 (3) グループからの発表 (4) 全体会
第4回	令和5年 10月16日	(1) 協議資料について事務局説明 (2) 検討項目に対する課題や提案について (3) 自由討議
第5回	令和5年 11月13日	(1) 中間答申(たたき台)について (2) 自由討議
第6回	令和6年 2月5日	中間答申(案)について

熊本市教育行政審議会運営要綱

熊本市教育行政審議会運営要綱

制定 令和5年3月16日教育長決裁
改正 令和5年4月1日教育改革推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市教育行政審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が審議会において行うことを必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方教育行政関係者
- (3) 法曹関係者
- (4) 医療福祉関係者
- (5) 報道関係者
- (6) 保護者代表
- (7) 教職員
- (8) 公募委員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育改革推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。